

東京都国民健康保険団体連合会への請求方法について
(県外受診分に係る医療機関等の請求方法)

東京都国民健康保険団体連合会

【例1】 福島県市町村国保

医療機関：東京都

診療報酬明細書 平成 年 月分 医療機関コード 13 *****

—								—									
公費①								公受①									
公費②								公受②									

保険 07 10割

保険	請求点	※決定点	※一部負担金	円
	1,000			
公①				
公②				

<計算例>
 保険 1,000 × 10割 = 10,000円
 患者負担 0円

現物給付

【例2】 福島県歯科医師国保組合 (073015)
福島県医師国保組合 (073023)

医療機関：東京都

診療報酬明細書 平成 年 月分 医療機関コード 13 *****

—								—									
公費①								公受①									
公費②								公受②									

保険 073 7割

保険	請求点	※決定点	※一部負担金	円
	1,000			
公①				
公②				

<計算例>
 保険 1,000 × 7割 = 7,000円
 患者負担 1,000 × 3割 = 3,000円(償還払い)

福島県の子ども医療(法制8007****)は、国保連合会へは請求できません

3割償還払い

【例3】 全国土木建築国民健康保険組合 (133033)
中央建設国民健康保険組合 (133264)
全国建設工事業国民健康保険組合

医療機関：東京都

診療報酬明細書 平成 年 月分 医療機関コード 13 *****

—								—									
公費①								公受①									
公費②								公受②									

保険 133 7割

保険	請求点	※決定点	※一部負担金	円
	1,000			
公①				
公②				

<計算例>
 保険 1,000 × 7割 = 7,000円
 患者負担 1,000 × 3割 = 3,000円(償還払い)

福島県の子ども医療(法制8007****)は、国保連合会へは請求できません

3割償還払い